

○ 地方行政委員会

内閣提出法律案（九件）

（衆）は提出時の先議院

| 番号                 | 件名                     |  |                  |                            |                                     |                                    |                  |                                    | 付委員会        | 参議院         |
|--------------------|------------------------|--|------------------|----------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
|                    | 73                     | 71                                       | 69               | 51                         | 32                                  | 24                                 | 21               | 7                                  |             |             |
| 住民基本台帳法の一部を改正する法律案 | 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案 | 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律案 | 道路交通法の一部を改正する法律案 | 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案<br>「当せん金付証票法」に改正 | 昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 | 地方税法等の一部を改正する法律案 | 昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 | 内閣提出法律案（九件） | （衆）は提出時の先議院 |
| 衆                  | 参                      | 〃  | 衆                | 参                          | 〃                                   | 〃                                  | 衆                | 院議先                                |             |             |
| 四、三                | 三、七                    | 三、一〇                                     | 三、五              | 二、四                        | 二、三                                 | 二、八                                | 一〇、一二五           | 月提出                                |             |             |
| (予)                | 三、六                    | (予)                                      | (予)              | 三、五                        | (予)                                 | 三、七                                | (予)              | 付委員会                               | 参議院         |             |
| 可                  | 可                      | 可  | 可                | 可                          | 可                                   | 可                                  | 可                | 議委員会                               | 参議院         |             |
| 決                  | 六、三                    | 四、三                                      | 六、三              | 六、二                        | 三、六                                 | 五、六                                | 六、二三             | 決                                  | 議員会         |             |
| 可                  | 可                      | 可  | 可                | 可                          | 可                                   | 可                                  | 可                | 議本会                                | 参議院         |             |
| 決                  | 六、九                    | 四、四                                      | 六、九              | 六、九                        | 三、七                                 | 五、三                                | 六、二三             | 決                                  | 議決議         |             |
| 四、四                | (予)                    | 三、七                                      | 三、〇              | 対交通安全部委全三、六                | (予)                                 | 二、九                                | 二、九              | 付委員会                               | 衆議院         |             |
| 可                  | 可                      | 修  | 可                | 可                          | 可                                   | 可                                  | 可                | 議委員会                               | 衆議院         |             |
| 決                  | 五、三                    | 六、三                                      | 六、四              | 五、五                        | 三、六                                 | 四、六                                | 三、三              | 決                                  | 議員会         |             |
| 可                  | 可                      | 修  | 可                | 可                          | 可                                   | 可                                  | 可                | 議本会                                | 衆議院         |             |
| 決                  | 五、三                    | 六、四                                      | 六、正六             | 五、七                        | 三、六                                 | 四、九                                | 三、三              | 決                                  | 議決議         |             |
|                    |                        |  |                  |                            |                                     | 参本公司議趣旨説明三、七                       | （予）              | 備考                                 |             |             |
|                    |                        |  |                  |                            |                                     | 衆本会議趣旨説明三、九                        |                  |                                    |             |             |

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例  
に関する法律案（閣法第七号）

の增收による地方交付税の追加額二百八十八億円及び昭和五十八年度の地方交付税精算額千二百九億円の合計額千四百九十七億円の地方交付税が増額されることに伴い、本年度においては普通交付税の調整額の復活に要する額二百一十五億円を交付することとし、残余の額千二百七十二億円

本案は、昭和五十九年度の補正予算において、国税三税

|                                     |                      |                      |                   |  |   |  |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--|---|--|
|                                     |                      |                      |                   |  |   |  |
| 28                                  | 27                   | 番号                   | 件名                | 提出者  | (衆)   | 101<br>79<br>国会  |
| 正する法律案<br>住居表示に関する法律の一部を改<br>正する法律案 | 行政書士法の一部を改正する法律<br>案 | 員長<br>地方行政委<br>(五〇〇) | 地方行政委<br>(五二〇)    | 付月日<br>六〇、五三   | 予備送<br>本院へ<br>提出月日<br>六〇、五三                         | 九、四一六<br>九、八二二<br>可<br>九、二三一<br>決<br>九、三三四<br>可<br>九、二二一<br>決<br>九、二三九<br>可<br>九、二三〇<br>決<br>百<br>一<br>参<br>衆<br>回<br>繼<br>可<br>國<br>統<br>決<br>會 |
| 六、五                                 | 六、五                  | 六、五                  | 六、五               | 付委員会<br>議委員会<br>決議会<br>議本会<br>決議<br>付委員会<br>議委員会<br>決議会<br>議本会<br>決議 | 参<br>議<br>院<br>院<br>院<br>院<br>衆<br>議<br>院<br>院<br>院 |  |
| 可<br>六、<br>決<br>六                   | 可<br>六、<br>決<br>七    | 可<br>六、<br>決<br>七    | 可<br>六、<br>決<br>七 | 可<br>六、<br>決<br>七  | 可<br>六、<br>決<br>七                                   | 可<br>九、<br>三、<br>九<br>可<br>九、<br>三、<br>〇<br>可<br>九、<br>二、<br>一<br>可<br>九、<br>一、<br>一<br>參<br>衆<br>回<br>繼<br>可<br>國<br>統<br>決<br>會                |
| 可<br>五、<br>決<br>三                   |                      |                      |                   |  | 備<br>考  |  |

を昭和六十年度分の地方交付税の総額に加算して同年度に交付することができるようにしてやうとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十九年度補正予算において地方交付税が増額計上されたことに伴い、増加額約千四百九十七億円について、同年度分としては普通交付税の調整額の復活に要する額二百二十五億円を追加交付することとし、残余の額は昭和六十年度分の地方交付税の総額に加算して交付できることとするなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取し、財源繰越措置の妥当性、本年度特別交付税の所要額等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

##### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の限度額を三十三万円（現行二十九万円）に、白色申告者の専従者控除の控除限度額を四十五万円（現行四十万円）にそれぞれ引き上げるとともに、政府管掌健康保険等の附加的給付事業に係る被保険者の負担金を昭和六十一年度から社会保険料控除の対象とする。

二、個人の均等割の標準税率を道府県民税については七百円（現行五百円）に、市町村民税については、人口五十万以上の市において一千五百円（現行二千円）に、人口五万以上五十万未満の市において二千円（現行一千五百円）に、その他の市及び町村において千五百円（現行一千円）にそれぞれ引き上げるとともに、市町村民税の制限税率を現行より六百円引き上げる。

三、配当所得に係る租税特別措置法の改正に伴い、株式等の配当所得及び証券投資信託の収益の分配に関して、現

行の住民税の課税標準等の特例措置を当分の間継続する。

四、土地等の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例について、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

の長期譲渡所得の課税の特例を特定民間住宅地造成事業

に係る千五百万円特別控除の適用を受けるものについて  
は適用しないこととするほか、特定市街化区域農地を譲

渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の軽減税率  
を道府県民税及び市町村民税についてそれぞれ所要の税率  
に改める。また、これらの特例措置の期間は、昭和六十  
一年度から昭和六十三年度までとする。

五、事業税について、新聞業、新聞送達業、出版業、教育

映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一  
般放送事業に係る非課税措置を廃止することとし、所要  
の経過措置を講ずるとともに、白色申告者の専従者控除  
の控除限度額を四十五万円（現行四十万円）に、事業主  
控除額を二百四十万円（現行二百二十万円）にそれぞれ  
引き上げる。

六、不動産取得税について、新築特例適用住宅の取得に係  
る課税標準の特例控除額を四百五十万円（現行四百二十  
万円）に引き上げるほか、外国人留学生の寄宿舎の設置

及び運営を目的とする公益法人が取得する外国人留学生  
の寄宿舎の用に供する不動産について、一定の要件の下  
に、その納税義務を免除する。

七、自動車税及び軽自動車税について、電気自動車に係る  
軽減税率を、自動車税、軽自動車税とも昭和五十四年度  
改正前の本則税率に改め昭和六十一年度まで適用すると  
ともに、いわゆるミニカーの標準税率を昭和六十年二月  
十五日以後に取得したものについて年額二千五百円（現  
行千円）に引き上げる。但し、電気を動力源とするミニ  
カーについては同日前に取得したものは七百円、同日後  
に取得したものは一千三百円とする。

八、固定資産税及び都市計画税について、昭和六十年度の  
評価替に伴う宅地等及び一般農地に係る税負担の急激な  
増加を調整するため、昭和六十二年度までの各年度にお  
いて所要の措置を講ずる。また、三大都市圏の特定の市  
に所在する市街化区域農地のうち、既適用市街化区域農  
地及び昭和五十九年度までに新たに対象となつた市街化  
区域農地について、昭和六十二年度までの各年度におい  
て所要の調整措置を講ずる。

九、特別土地保有税について、昭和四十四年一月一日から

昭和五十七年三月三十一日までの間に取得された土地の

うち、未線引の都市計画区域内に所在する土地及び都市  
計画区域外に所在する土地で保有期間が十年を超えるも  
のについては課税しない。また、三大都市圏の特定の市  
の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地  
に係る特別土地保有税の課税の特例措置の期限を延長し、  
昭和六十三年三月三十一日までの間に取得されたものに  
ついて適用する。

#### 十、自動車取得税について、税率及び免税点の特例措置の

適用期限を昭和六十三年三月三十一日、電気自動車に係  
る税率の軽減措置を昭和六十二年三月三十一日までそれ  
ぞれ延長する。

#### 十一、軽油引取税について、税率の特例措置の適用期限を

昭和六十三年三月三十一日まで延長する。

#### 十二、日本国有鉄道の市町村交付金に係る納付金算定標準 額の特例措置の適用期限を昭和六十一年三月三十一日ま でとするほか所要の改正を行う。

以上のほか、住民税、不動産取得税、固定資産税、特別  
土地保有税、事業所税等に適用される非課税措置又は課税  
標準の特例措置について所要の整理合理化を行なうほか、地

方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、不動産取得税に関する改正は昭和六  
十年七月一日から、個人住民税の規定のうち、社会保険料  
控除に係る改正、土地等の長期譲渡所得の特例に関する改  
正は昭和六十一年四月一日から、株式等の配当所得に係る  
住民税の特例等の改正は昭和六十二年四月一日から、その  
他の改正は昭和六十年四月一日からである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、個人の住民税につ  
いて均等割の見直しを行うこと、事業税について新聞業等  
七事業に対する非課税措置の廃止、個人事業税の事業主控  
除額の引き上げを行うこと、固定資産税、都市計画税につ  
いて宅地及び農地の評価がえに伴う負担増に対処し所要の  
調整措置を講ずること、自動車取得税、軽油引取税につい  
て税率の特例措置等の適用期限を三年延長すること等を主  
な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、  
住民税、固定資産税負担の軽減、利子所得等に対する課税  
の適正化等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷委員より、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩上委員より、原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して三治委員より、それぞれ修正案及び原案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方財源の安定確保を図ること等を内容とする附帯決議を付しております。

以上、御報告申し上げます。

#### 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

##### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

### 一、地方交付税法の一部改正

#### (一) 地方交付税の総額の特例

1 昭和六十年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額（所得税、法人税、酒税の三二パーセント及び返還金等）から交付税及び譲与税配付金勘定の借入金に係る同年度分の利子支払に充てるため必要な額三千六百九十四億円を控除した額に、特例措置額千億円を加算した額とする。

（以上の措置により、昭和六十年度分の地方交付税の総額は、九兆四千四百九十九億三千七百万円となる。）

2 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について臨時地方特例交付金に相当する額千三百五十五億円を加算することとし、当該額から現行法の規定により昭和六十六年度分及び昭和六十七年度分の地方交付税の総額から減額するととされている額三百億円を控除した後の額千五十五億円について、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十五億円を、各年度分の地方

交付税の総額に加算することとする。

(二) 基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の昭和六十年度における引下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引上げ、老人保健制度の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置するとともに、同年度において地方債による措置を縮減することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和五十九年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとする。

## 二、地方財政法の一部改正

当せん金付証票の収益金の使途を弾力化し、自治大臣が指定するものの最高賞金の倍率制限を十万倍から二十万倍とするとともに、受託銀行が当せん金付証票の売得金を確実かつ有利な方法で管理することができるこことする。

## 四、公営企業金融公庫法の一部改正

公営企業金融公庫が発行した債券を失つた者に交付するための債券の発行に関する規定を整備することとする。

## 委員長報告

御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十年度の地方交付税の総額について一千億円の特例加算を行うなど所要の措置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善、国庫補助負担率の引き下げその他制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用を改正すること、地方財政法、当せん金附証票法等を改正し、宝くじの最高賞金額に対する制限の緩和、収益金使途の拡大、公営企業金融公庫納付

## 三、当せん金附証票法の一部改正

当せん金付証票の収益金の使途を弾力化し、自治大臣が指定するものの最高賞金の倍率制限を十万倍から二十万倍とするとともに、受託銀行が当せん金付証票の売得金を確実かつ有利な方法で管理することができるこことする。

金制度の改善及び債券発行規定の整備を図ることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方財源の充実強化、補助率削減の方あり方、先行投資事業の財政負担、国民健康保険財政地方行革大綱等の諸問題について熱心な質疑が行われたのであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して上野委員、公明党・国民會議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して三治委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民會議を代表して岩上委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方独立財源の保障等に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

#### 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、合併市町村の建設に資するための必要な措置を講ずることとし、市町村建設計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、適切な配慮をする。

二、指定都市を法の適用対象とする。

三、法（合併市町村の議会の議員の任期及び定数の特例、地方税の不均一課税、地方交付税の算定の特例、衆議院議員の選挙区等に関する特例等を定める。）の有効期限（昭和六十年三月三十一日）を昭和七十年三月三十一日まで延長する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長すること、同法の適用対象に指定都市を加え、合併市

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第三二号)

町村の建設に資するため地方債について配慮規定を置くことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、合併の際の自主性の尊重、長期にわたる特例措置のあり方、市町村の適正規模等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本

法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、合併に当たっては市町村の自主性を十分尊重することなどを内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

##### 要旨

本法律案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、所

要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、原動機付自転車は、道路標識等により指定されている道路及び三以上の車両通行帯が設けられている道路の信号機等により交通整理の行われている交差点において右折するときは、軽車両の右折方法によらなければならぬこととする。

二、違法駐車車両の移動保管後の措置について、警察署長は、車両の移動、保管等に要した費用の納付を命じなければならないこととする。所有者の氏名が不明である場合等において、保管の公示後三月を経過し、保管に不相当の費用を要するときは、車両を売却して代金を保管することができることとする。保管の公示後六月を経過したときは、当該車両（又は売却代金）の所有権は、都道府県に帰属することとするなど所要の規定を整備する。

三、違法工作物等の除去等に要した費用の徴収に関する規定を整備する。

四、運転者の遵守事項に関して次のように規定を整備する。

（一）著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車等を急発進させる等の行為

をしてはならないこととする。

(二) 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しないで、又は運転者席の横の乗車装置に座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。

(三) 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならないこととし、あわせて、自動二輪車免許を受けた者で、その

受けた期間が通算して一年に達しないものは、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならないこととする。

(四) 初心運転者のうち、法令違反を犯し、一定の基準に該当することとなつた者は、都道府県公安委員会の行う講習を受けなければならないこととする。

五、手数料、期間の特例等について規定を整備する。

六、本法律の施行日は、次のとおりとする。

(一) 期間の特例に関する規定 公布の日

(二) 違法駐車車両に関する措置及び違法工作物等の除去等に要した費用の徴収に関する規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(三) 初心者講習に関する規定 昭和六十一年一月一日

(四) 原動機付自転者の運転者の乗車用ヘルメット着用義務に関する規定 公布の日から起算して一年を経過した日

(五) その他の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、道路交通法の一部改正案は、原動機付自転車の右折方法について自転車と同様とする旨の特例規定を設けること、違法駐車車両の移動保管等に関し、長期保管車両の処分、保管費用の徴収等につき、所要の改善を図ること、運転者の遵守事項として、騒音走行の禁止、座席ベルトの装着及び原動機付自転車の運転におけるヘルメットの着用義務を規定することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、座席ベルト装着義務の適用範囲、交通違反取締りのあり方、危険物運搬車両の安全性、ダンプカー規制の改善等の諸問題について熱心な質疑が行われま

した。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、座席ベルト着用率の向上等に関し、附帯決議が行われました。

次に、住民基本台帳法の改正案について申し上げます。本法律案は、プライバシー意識の高揚等最近の社会情勢の変化にかんがみ、住民記録の適正な管理に関する市町村長の責務を明確化すること、台帳の閲覧及び住民票の写しの請求について、対象項目の制限、請求事由の明記、請求拒否の場合等を規定すること、罰則規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、年金財政の見通し、財源率、国庫負担及び既給一時金控除等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、業務のコンピュータ化及び民間委託等の諸問題について熱心な質疑が行されました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、個人情報の保護等に関する附帯決議が行われました。

次に、地方公務員等共済組合の年金の額を改定する法律案について申し上げます。本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げること等を主な内容とするものであります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

## 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

### 一、地方公務員共済組合制度の改正

#### (一) 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を、恩給の増額改定措置にならい、昭和六十年四月分から平均三・四ペーセント程度増額する。

#### (二) 退職年金等の最低保障額の引上げ

1 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び障害年金の最低保障額を昭和六十一年四月分から引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げ、さらに同年八月分から引き上げる。

(三) その他、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の

最高限度額を昭和六十年四月分から四十六万円（現行四十五万円）に引き上げる等所要の措置を講ずる。

### 二、地方団体関係団体の職員及び地方議会議員の年金制度の改正

地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度の改正に準じ所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について増額改定を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

## 委員長報告

七七ページ参照

### 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

## 要旨

本案は、別途提出されている「国家公務員災害補償法の

一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次の通りである。

#### 一、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ

(一) 遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については六十歳（現行五十五歳）以上とし、兄弟姉妹については十八歳未満又は六十歳（現行五十五歳）以上とする。

#### (二) 当分の間、(一)にかかわらず、次の経過措置を講ずる。

1 職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は遺族補償年金を受けることができる遺族とし、この場合、これらの者が六十歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないこととするとともに遺族補償年金の支給を停止する。ただし、遺族補償年金前払一時金は、支給停止の対象としない。

2 1の遺族補償年金を受けるべき順位は、当該年金を受けることができる他の遺族より後順位とする。

(三) (一)及び(二)の年齢の引上げは、五年間で段階的に行う。

#### 二、福祉施設に関する規定の整備

福祉施設（外科後処置、補装具の支給等、休業援護金等の給付）の趣旨及び内容に関する規定を整備する。

#### 三、年金たる補償の額の改定規定の整備

年金たる補償の額については、国家公務員災害補償制度における年金たる補償の額の改定の例により、当該年金額を改定する。

#### 四、その他

役員の任期の改正及び補償の支給事務の簡素化を図るほか、所要の規定の整備を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、国家公務員災害補償制度が改正されることに伴い、地方公務員災害補償制度についても同様の措置を講じようとするものでありまして、父母等の遺族補償年金の受給資格年齢を六十歳以上に引き上げること、年金たる補償の額の改定及び福祉施設に関する規定等の整備を行うことを主な内容といたしております。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

公務災害の認定、審査会のあり方、年金額のスライド方式等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、年金額のスライドについて引き続き改善に努めることなどを内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

##### 要旨

本案は、社会一般のプライバシー意識の高揚と情報化社会の進展等の社会情勢の変化に対処し、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適正な管理を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定において、住民に関する記録の適正な管理を図ることが住民基本台帳制度の目的のひとつであること

を明確にする。

二、市町村長は、住民に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

三、何人も、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合には、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならないこととする。

四、住民基本台帳の閲覧について、請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれのあること等の相当の理由があるときは、当該請求を拒むことができる」ととし、閲覧対象事項の制限を行うこととする。

五、住民票の写しの交付について、請求事由を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなときは、当該請求を拒むことができることとする他、住民票記載事項証明書の制度化を行うこととする。

六、戸籍の附票について、閲覧を廃止するとともに、その写しの交付については住民票の写しの交付の規定を準用する。

七、住民票は磁気テープ等をもつて調整できるものとし、  
住民基本台帳に関する事務処理を委託された者の責務を  
明確にする。

八、本法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内  
において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

七七ページ参照

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（第一百一回国会閣法第七九号）

において所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、  
その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方税法に関する事項

(一) 住民税、事業税、固定資産税等の非課税の範囲を定める規定から、日本専売公社及び日本電信電話公社を削除する。

(二) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税を次とのおり改める。

1 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税は、

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸販売業者が小販売業者に売り渡す製造たばこに対し、従価割額及び従量割額の合算額によつて、小販売業者の営業所所在の道府県及び市町村において卸売販売業者等に課する。

2 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の課税標準は、従価割については売渡し製造たばこの小売定価の相当額、従量割については売渡し本数とする。

本法律案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止する等地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

3 道府県たばこ消費税の税率は、従価割百分の八・一、従量割千本につき二百円とし、市町村たばこ消

費税の税率は、従価割百分の十四・三、従量割千本につき三百五十円とする。

- 4 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の徵収については、原則として、前月分を毎月末日までに申告納付する。

(三) 固定資産税及び都市計画税について、次のような特例措置を講ずる。

1 日本たばこ産業株式会社が所有し、かつ、直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る課税標準を、その価格の二分の一の額とする。

2 日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話公社の行う出資に係る償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

二、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

日本電信電話公社及び日本専売公社の解散に伴い、これらの公社にかかる公社有資産所在市町村等納付金制度を廃止し、これに伴う規定の整備を行う。

以上のほか、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税

について所要の特例措置を講ずるとともに、公社にかかる地方税の非課税規定の廃止に伴う等による規定の整備を行う。

なお、本法律案の施行期日は、昭和六十年四月一日である。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更等に伴い、住民税、事業税、不動産取得税及び固定資産税についてその非課税範囲を定める規定から、これら公社名を削除し、あわせて固定資産税等について所要の特例措置を講ずること、地方たばこ消費税の課税標準を現行の従価制から従価及び従量の併用制に改め、道府県分、市町村分ごとの単一税率を採用すること及びたばこ専売制度の改革に対処するため必要な改正を行うこと、市町村納付金は日本国有鉄道のみが納付することとなるので関係規定の整備を行うことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会、政府より趣旨説明を聴取し、今国会では、国、地方間の財政秩序のあり方、民営

化後の課税の特例措置の存続理由、電電株の処分益の使途、たゞこ小売業者の記帳義務の簡素化等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決に入りましたところ、本

法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第二七号）

##### 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

##### 一、登録事務の日本行政書士会連合会への移譲

従来都道府県の行政書士会が行つていた行政書士名簿

の登録は、日本行政書士会連合会が行うこととし、これ

に伴い、登録の申請及び決定、登録を拒否された場合等

の審査請求、変更登録、登録の移転、登録の抹消、日本

行政書士会連合会の会則等に関し、所要の規定の整備を行う。

##### 二、登録の拒否

行政書士の登録の申請者が心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者又は行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者であるときは、登録を拒否しなければならない。

##### 三、登録の取消し

行政書士の登録を受けた者が偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならないこととし、登録の取消しを受けた者は、当該処分を受けた日から一年間は行政書士となる資格を有しない。

##### 四、資格審査会の設置

登録の拒否、取消し又は抹消について必要な審査を行

わせるため、日本行政書士会連合会に資格審査会を置く。

##### 五、行政書士の受ける報酬

行政書士は、行政書士会の会則で定める額を超えて報酬を受けてはならないものとする規定を削除する。

##### 六、自治大臣の援助義務

自治大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努め

る。

## 七、施行期日等

(一) 一から六までの事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 登録事務の移譲等に伴い、必要な経過措置を設ける。

## 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について御報告申し上げます。

まず、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲することと、登録の拒否及び取り消し等の制度を整備し、資格審査会を設置すること、報酬規定の改正及び自治大臣の行う援助について規定すること等を主な内容とするものであります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案は、住居表示の実施に伴い新たな町名等を定めるときは、従来の名称に準拠することを基本とすること、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承を図るため、必要な措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、

衆議院地方行政委員長代理愛知和男君より趣旨説明を聴取した後、それぞれの法案について採決を行いましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、住居表示制度の改正案に対し、町名等の保存及び継承に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

## 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

### 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、新たな町又は字の区域を定めた場合の町名等

街区方式による住居表示の実施のため新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないことを基本とし、これにより難いときに限つて、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

二、旧町名等の継承

(一) 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実

施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(二) 自治大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、(一)の事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

### 三、施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行する。

(二) 一の事項について、所要の経過措置を設ける。

### 委員長報告

八五ページ参照